

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈福会（以下、「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、法人の業務を専任する理事に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 月支給額の上限を50万円とする。

2 支給額を改定しようとするときは、理事会の議決を要する。

(支払日)

第4条 理事の報酬は、毎月25日 本人指定の金融機関に振り込む。（振込日に、その振込先の金融機関が休日の場合は、前日に振り込むものとする。）

(改正)

第5条 この規程の改正にあたっては、理事会の議決を要する。

附則第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。